

全建事発第13号
平成25年5月2日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

一般財団法人全国建設業協会
専務理事 押田 彰
〔公印省略〕

「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化等について」の一部改正について

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省から本会に対して、当該大臣認定における取扱いの合理化等のため、別添の内容の改正が行われる旨の通知がありました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、貴会会員にご周知頂くようお願い申し上げます。

なお、本件に関しては平成25年7月1日より適用されることを申し添えます。